

## 公務員宿舍伊丹住宅（仮称）（期）整備事業 に関する基本協定書（案）

公務員宿舍伊丹住宅（仮称）（期）整備事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者（以下「甲」という。）と グループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する基本事項、公務員宿舍の設計、建設、工事監理、維持管理及び以上にかかる資金調達とこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

### （甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

### （事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後30日（甲の閉庁日を除く。）以内に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本及び定款の写しを甲に提出する。

2 前項の場合、乙の代表企業及び建設業務を行う予定の乙の構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、全体の50%を超えるものとする。

3 乙は、事業予定者の定款に会社法第326条第2項に従い会計監査人及び監査役の設置に関する定めを置くものとし、また、事業予定者の取締役、会計監査人及び監査役が選任され、又は改選された場合、事業予定者をしてこれを甲に報告させるものとする。

### （株式の譲渡等）

第4条 乙は、本事業が終了するときまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。

(業務の委託、請負)

- 第5条 事業予定者は、設計に係る業務を に、工事監理にかかる業務を に、維持管理に係る業務を にそれぞれ委託し、建設に係る業務を に請け負わせるものとする。
- 2 乙は、本基本協定締結後30日(甲の閉庁日を除く。)以内に、前項に定める設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務を委託する者又は請け負わせる者と事業予定者との間で、かかる各業務に関する業務委託契約、請負契約又はこれに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせたことを証する書面を甲に提出する。
- 3 第1項により事業予定者から設計、工事監理又は維持管理にかかる業務の委託を受け、又は建設にかかる業務を請け負った者は、委託を受け又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

(事業契約)

- 第6条 甲及び乙は、事業契約を、本基本協定締結後30日(甲の閉庁日を除く。)以内に、甲と事業予定者間で締結させるものとする。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 乙は、甲と事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、また、乙以外の事業者の株式の保有者全員から別紙2の様式による誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。
- 4 甲は、事業予定者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合には、乙又は事業予定者に対し、本事業に係る落札金額の100分の5に相当する金額を請求することができる。

(準備行為)

- 第7条 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約の不調)

- 第8条 事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合には、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第4項に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者  
支出負担行為担当官  
財務省近畿財務局総務部次長 繁 義 光

グループ

社（代表企業）  
代表者

社  
代表者

社  
代表者

社  
代表者

## 別紙1（第6条関係）

出資者保証書の様式

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
財務省近畿財務局総務部次長 様

### 出 資 者 保 証 書

国及び 特別目的会社（以下「事業者」という。）間で平成 年 月 日付けで締結された公務員宿舍伊丹住宅（仮称）（ 期）整備事業（以下「本事業」という。）事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である グループ（以下「落札者」という。）の構成員のうち、事業者に出資を行った 社、 社、 社及び 社（以下「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、国に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。

なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有します。

#### 記

- 1 事業者が、平成 年 月 日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日現在、事業者の発行済株式総数は、 株であり、そのうち 株を、落札者の構成員が保有し、その内訳は、 株は 社、 株は 社、 株は 社、 株は 社であること。落札者の構成員ではない者が保有する事業者の株式数は、 株であり、その内訳は、 株は 社、 株は 社であること。
- 3 事業者が本事業の実施に係る資金調達を目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前にその旨を国に対して書面により通知し、その承諾を得た上で行うこと。この場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書及び当該融資契約書の写しを、そ

の締結後速やかに、国に対して提出すること。

- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本事業が終了するときまで、事業者の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 出資者は、事業者を、本契約で別に定める場合を除き、本契約書第38条のかし担保期間の経過後まで解散しないこと。ただし、国が事前に承諾した場合、又は国が承諾した第三者が、事業者が同38条に基づき負うかし担保責任を引き受けた場合、かつ特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第6条第1項の規定に基づく他の債権者に先立って弁済を受ける権利又は同法第3条第2項の住宅建設瑕疵担保責任保険契約の保険金請求権を甲に譲渡し甲が承諾したとき、については、この限りではない。

以 上

社  
代表者

社  
代表者

社  
代表者

社  
代表者

別紙2（第6条関係）

誓約書の様式

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
財務省近畿財務局総務部次長 様

誓 約 書

当社は、本日現在、 特別目的会社の株式 株を、保有しています。当社は、保有する 特別目的会社の株式を譲渡する場合には、事前に国に対して通知し、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、国に提出します。

住所  
氏名 社  
代表者